

台湾の輸入規制措置の概要 (令和4年2月21日以降)

1. 輸入規制措置の概要

台湾当局は、日本で出荷制限措置がとられている品目及び5県の一部産品に対し、輸入停止措置を講じています。また輸入可能な食品について、産地証明書の添付、一部県の一部食品について、放射性物質検査報告書の添付を求めています。

【輸入停止】

品目	地域
日本で出荷制限措置がとられている品目※	日本で品目ごとに出荷制限措置がとられている区域
野生鳥獣肉	福島、茨城、栃木、群馬、千葉
キノコ類	
コシアブラ	

【証明書発行対象・内容】

必要な証明	品目	地域
放射性物質 検査報告書 及び 産地証明書	全ての食品（酒類を除く）	福島、茨城、栃木、群馬、千葉
	キノコ類	岩手、宮城、山梨、静岡
	水産物	岩手、宮城
	乳幼児用食品、乳製品	宮城、埼玉、東京
	茶類	静岡
産地証明書	上記を除く全ての食品（酒類を除く）	47 都道府県

【台湾側の水際検査】

- ・ 福島、茨城、栃木、群馬、千葉県産品（酒類を除く）については、全ロット検査を行う。
- ・ 上記5県以外の42都道府県の野菜・果実、水産物、海藻類、乳製品、飲料水、乳幼児用食品、茶葉は水際検査結果等に応じて検査頻度を調整。
※台湾側の水際検査で10～100Bq/kgの微量の放射性物質が検出された場合、台湾当局はその結果と産地を衛生福利部食品薬物管理署のHPに

公表し、業者に対して廃棄又はシップバックの行政指導を行っていません。

【衛生福利部食品薬物管理署 HP】

<https://www.fda.gov.tw/TC/siteList.aspx?sid=2356>

【台湾で流通する日本産食品への都道府県表示規制】

台湾当局は台湾で流通する日本産食品に対して、食品安全法により国名だけでなく都道府県単位の産地表示を求めています。

2. 留意事項

原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づき、県、市町村又は一部区域からの出荷制限措置がとられている品目は輸入停止となります。

※厚生労働省 HP：原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 <https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000030874.html>